

農業委員会だより

“News from agricultural committee”

第54号

令和7年2月発行

編集・発行

帯広市農業委員会
だより編集委員会

TEL 0155-65-4224
FAX 0155-23-0160



米沢市長に要望書を提出する吉田会長ほか5名の役員（令和6年10月28日 市役所4階第1応接室）

目次

農業委員会の活動報告	……………	P 2 - 3
令和7年は農業委員の改選期です！	……………	P 2
農地の賃借料情報	……………	P 3
農地所有適格法人の報告書の提出について	……………	P 3
特例付加年金（新制度）を受給するには	……………	P 4
農業者年金現況届の提出を忘れずに！	……………	P 4
経営継承（移譲）された方へ	……………	P 5
農地の貸し借り・売買は農地バンク経由に	……………	P 5
帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告	……………	P 6
編集後記	……………	P 6



「農家のお嫁さんと女子会しませんか？」の風景
（関連記事は6ページ）

農業振興予算に関する要望を行いました

令和6年10月28日、帯広市農業委員会は「令和7年度農業振興予算に関する要望書」を米沢市長に手渡ししました。

これは、帯広市農業の維持・発展に寄与することを目地的として、農業振興予算や各種農業施策について、毎年要望を行っているものです。

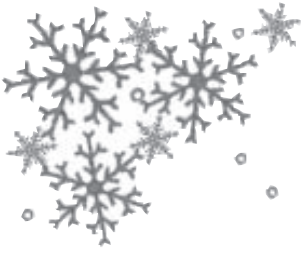
〈要望内容〉

I. 国等に対する要請

1. 安定した農業経営のための農業収入（農業所得）の支援について
2. 生産資材価格の高騰対策について
3. 農業基盤整備事業予算の確保
4. 治水対策強化及び地方回復に向けた支援

II. 市の農業施策への要望

1. 土地改良事業の計画的推進と地域活動支援
2. 帯広市農林業育成資金の拡充
3. 防風保安林の管理
4. 有害鳥獣被害防止対策の強化
5. 酪農・畜産対策の推進
6. ICTなどの先進技術の導入促進
7. 変化する農業経営環境への対策
8. 農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化



米沢市長に要望書を手渡す吉田会長

十勝農委連講演会・北海道農業会議 研修会が開催されました

令和6年11月15日、幕別町百年記念ホールを会場に十勝農業委員会連合会主催の講演会が開催されました。

講演会では、地域計画策定後に農地の売買や貸借の手続きがどのように変わるのか、北海道農業公社の職員から、約1時間に渡り説明がありました。

地域計画は令和7年3月までの策定を求められており、地域計画策定後の農地の売買や貸借は、農業公社が行う農地売買等事業や農地中間管理事業によることとなり、農用地利用集積等促進計画の作成に際し農業公社がどのように関わってくるのか、事務スケジュールはどのようになるのか、現段階における状況について説明がありました。

午後からは、北海道農業会議の職員による研修会が行われ、農業委員会を取り巻く情勢や農業者年金の普及について説明が行われました。



**リモートセンシング技術を活用することで、
土壌肥沃度(窒素肥沃度)のバラツキに応じた
最適な化学肥料投入量と施肥技術をご提供いたします。**

ドローンによる
リモートセンシング

可変施肥マップ

自動可変施肥の実施

ISO-BUS施肥機の場合、ISO-BUS
ターミナルに マップデータを
入れることで可変施肥が対応可能です。

全層施肥機

4層施肥機

可変施肥用
コントロールアプリ
Android ●対応

●GPSガイダンスシステムにも接続可能

まずは、お気軽にご相談下さい。

0155-33-4402
it-agri@zukosha.co.jp
■ 本社：帯広市西18条北1丁目17番地

総合コンサルタント
株式会社 **ズコーシャ**
ZUKOSHA

必要な施肥量が一目瞭然！
精密施肥を実現！

http://www.zukosha.co.jp

令和7年は農業委員の改選期です！

現農業委員は令和4年7月から令和7年7月までが任期であり、今年は農業委員の改選が行われます。募集に関する詳細は、後日帯広市のホームページ等でお知らせする予定です。



北十勝一市三町研修会を開催しました

令和6年8月19日に、音更町、士幌町、上士幌町、帯広市で構成する北十勝一市三町農業委員研修・交流会が開催され、当委員会からは18名が参加しました。今回の開催地は当市で、北海道農業会議による「地域計画と農業委員会の役割について」と題した研修の後、パークゴルフによる交流会と懇親会を行いました。

令和7年4月からの新しい農地制度における農業委員が果たす役割について理解を深めたほか、各市町の農業委員活動に関する意見交換が行われ、これからの活動の一助となる貴重な機会となりました。



農業者年金加入推進セミナーに参加してきました

令和6年11月27日に、東京都銀座プロッサム中央会館で農業者年金加入推進セミナーが開催され、帯広市農業者年金協議会から代議員3名と事務局員1名が参加しました。

セミナーでは、農業者年金の必要性の説明や、ここ数年で加入者の増加につなげた成功事例の紹介などがありました。帯広市においても、今回得られた情報を生かし、農業者年金の制度普及と未加入者に対する加入推進の取り組みをさらに促進してまいります。



農地所有適格法人の報告書の提出について

農地所有適格法人は、「農地所有適格法人報告書」を提出することが法律で義務付けられています。

【提出書類】

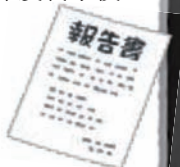
- ・農地所有適格法人報告書
 - ・定款、社員名簿
- (新規設立または内容に変更がある場合)

【提出期限】

各法人の事業年度終了後
3ヵ月以内

【提出先】

農業委員会



農地所有適格法人報告書の様式は農業委員会ホームページでダウンロードができます。

報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合は、30万円以下の過料が科せられる場合があります。

農地の賃借料情報

令和6年1月から12月までの1年間に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は次のとおりです。

締結(公告)された地域名		最高額	最低額	平均額	データ数
北 部	旧帯広市内	16,600円	10,000円	12,200円	3件
中 部	北部地域、南部・南東部地域を除く全域	16,500円	5,000円	11,699円	89件
南部・南東部	広野、八千代、太平、上清川、岩内、拓成、以平、泉	11,500円	5,000円	8,644円	25件



司 法 書 士
土 地 家 屋 調 査 士
行 政 書 士

高橋・水城事務所



業 務 内 容

土地・建物・会社登記・遺言
公正証書作成代行・相続手続・各種相談
農地申請
(現況証明・農地法3条、4条、5条・農地転用)

農地のことなら
なんでも相談に乗ります!!!

お気軽にご相談下さい

〒080-0802
帯広市東2条南13丁目19番地まるせん第二ハイム1階
TEL: 0155-67-1375 FAX: 0155-67-1376
090-5247-0909
定休日: 土曜・日曜・祝日 営業時間: 9時~17時



特例付加年金(新制度)を受給するには…

新制度に加入され、保険料の国庫補助を受けていた方（政策支援加入といいます）は、定められた手続きにより経営継承を行い農業者年金基金に裁定請求することにより、特例付加年金を受け取ることができます。

経営継承の方法

1. 農地や畜舎等の処分

① 所有権を有する農地や畜舎等

60歳未満の後継者または第三者に対し、所有権を移転するか10年以上の期間を定めて貸付けることが必要となります。

② 借りている農地や畜舎等

解約や後継者への利用権設定が必要となります。

2. 諸名義の変更

以下の名義を後継者に変更してください。

- ① 農業共済
- ② 経営所得安定対策等交付金
- ③ 青色申告

農地の処分には農業委員会の許可が必要です。期間に余裕をもって手続きしてください。



注意

経営継承の前1か月は

農地の転用ができません！

小林・中道司法書士 土地家屋調査士・行政書士事務所

代表 小林^{カズ} 千^{ノブ} 修

業 務 内 容

農地申請(現況証明・農地法3条,4条,5条・農地転用)
土地・建物・会社登記
遺言・公正証書作成代行
相続手続・裁判書類作成
測量設計
各種相談

〒080-0804 帯広市東4条南22丁目15番地
TEL(0155)23-5865番 FAX(0155)25-3699番

農業者年金現況届の 提出を忘れずに！

現況届の用紙は毎年5月末までに
農業者年金基金から直接郵送されます。

提出しないと、
年金の支給が差し止め
られてしまいます！

6月30日までに
農業委員会に提出
してください



すでに後継者や第三者へ 経営継承(移譲)された方へ

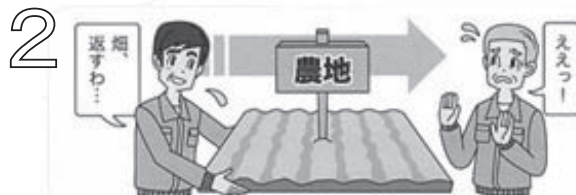
特例付加年金や経営移譲年金を受給している方で、下記のような例に該当する場合、年金の支給が停止するほか、支給停止の事由が発生した時点まで遡って受給した年金を返金していただくことになります。

支給停止要件の一例

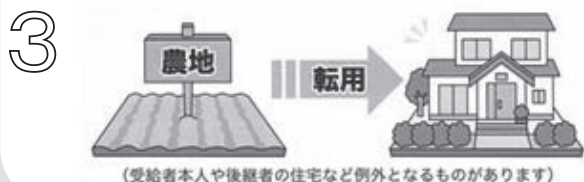
受給者自身が農業経営を再開した場合
(農業経営を再開したとみなされる場合も含む)



後継者や第三者に貸していた農地が受給者に返還され、適切な対応をしなかった場合



後継者や第三者から受給者に返還された農地を農地以外に転用した場合



後継者や第三者から受給者に返還された農地が遊休農地となり、農業委員会の利用意向調査を受けた場合



※農地の貸借の相手方の変更や、農地転用など、農地の移動の予定があるときは、必ず事前に農業委員会またはJAへ相談してください。

令和7年4月より農地の貸し借り・売買は、
原則として**農地バンク**経由になります！

農地の貸し借りや売買は**農地バンク**を経由した方法に一本化し、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受け又は購入し、農地の受け手に貸し付け又は売却します。



貸し手のメリット

- ①賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- ②貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心です！
- ③農地バンクで貸し付けた農地について、税制優遇が受けられます。

借り手のメリット

- ①まとまった農地を長期間安定的に借受けられます。
- ②複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務を農地バンクが1本にまとめてくれます！
- ③貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれます。

- 農地の売買や貸借を予定される方は、農業委員会へご相談ください。
- 農地バンク制度の詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。

農地バンク/農地中間管理機構



帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告

『Prime Farmersとめぐり逢えた冬2024』開催！
(令和6年12月7日)

Food&Wine BRICKSで交流会を開催し、35歳以上の農業男性8名と独身女性8名が参加しました。

落ち着いた雰囲気店内で、おいしい食事をいただきながら、参加者同士会話を楽しんでいただきました。

帯広市農業者結婚推進協議会で
各種SNSを開設しました！

イベント情報を配信中です。
ぜひフォローしてみてください*。



* X (旧Twitter)



* Facebook



* Instagram

『農家のお嫁さんと女子会しませんか？』開催！
(令和7年1月19日)

Petit Jardinで座談会を開催し、独身女性4名と農家のお嫁さん2名が参加しました。

座談会では、農業者と結婚するとどのような生活になるのか、両親と同居はするのか等の質問に農家のお嫁さんがリアルな本音を交えながら答えるフリートークを行いました。



令和6年度帯広市農業青年夏季交流会から
ご成婚者が誕生いたしました!!

和田 貴志さん・千恵さんご夫妻は昨年7月、帯広市ばんえい競馬場で開催された農業青年交流会で出会いました。

お二人は初対面の時から、気を使わずに自然体で話せる心地よさを感じ、貴志さんはフイリングの合う千恵さんとすぐに結婚したいと思われたそうです。

千恵さんの希望でお迎えした可愛いチワワは、出会って3ヶ月後の10月2日、結婚式で指輪を運ぶ大役を務め、今ではお二人にとってかけがえのない家族の一員となっています。

まさにスピード婚のお二人ですが、農業とスケート指導者の両立に努力を惜しまない貴志さん、家族の事を一番に考え、周囲に笑顔を与えてくれる千恵さん、これから素敵な家庭を築いていかれますよう、心より祈っております。

工藤美佐委員

農業委員会だより
編集委員会

委員長	吉田宏	一之
副委員長	山崎博	之
委員	梶川敏	夫
委員	濱野美	佐
委員	工藤康	英
委員	兒玉満	雄
委員	荒川さと	子
委員	窪田健	一
委員	尾関	

編集後記

「冬はつとめて」と言いたげな私の心の中、清少納言に暖かい毛布をかぶせ、二度寝をしよう今日この頃。皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

気象変動とどう向き合って農地を守っていくか、そして持続的な農業を目指していくか。

「バタフライエフェクト」と言われるように、小さな蝶の羽ばたきもやがて世界に大きな変化をもたらします。

十勝の広大な大地の中で、変化を直に感じている我々こそ、先陣を切って羽ばたこうではありませんか。

農業委員という立場で皆さまと共に羽ばたければと思います。

(だより編集委員 窪田 さと子)

全国農業新聞 全国農業新聞を購読しましょう!

お申し込みはお近くの農業委員又は農業委員会へ
(発行日：毎週金曜日、購読料：月700円)